

宮城県介護福祉士養成施設等における感染症予防対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症予防対策のために介護福祉士養成施設等が行う感染予防に必要な衛生用品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において、介護福祉士養成施設等感染症予防対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）、生活困窮者就労準備支援事業費補助金交付要綱（平成30年11月17日厚生労働省発社援1017第4号厚生労働省事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めによるところによる。

(補助対象等)

第2条 この補助金の補助対象事業は、次の各号に定める施設等が実施する感染症対策事業とする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）（以下「法」という。）第40条第2項第1号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は宮城県知事が指定した介護福祉士養成施設
 - (2) 法第40条第2項第2号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めることができる大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学）（以下「介護福祉士学校」という。）で、宮城県内に所在する大学
 - (3) 法第40条第2項第5号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は宮城県知事が指定した介護福祉士実務者養成施設
 - (4) 法第7条第3号の規定に基づき宮城県知事が指定した社会福祉士一般養成施設
 - (5) 法第7条第1号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めることができる大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学）（以下「社会福祉士学校」という。）で、宮城県内に所在する大学
- 2 補助対象経費、補助上限額及び補助率は別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助上限額のうち、額の低い方とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書（様式第1号別紙）
 - (2) 購入する衛生用品のカタログ等
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合（軽微な変更を除く。）には、様式第2号により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入

及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及び関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告すること。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- (9) 事業を行う者が（1）から（8）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付決定後の報告等）

第6条 知事は、交付の決定があった者に対して、必要に応じて事業実施状況の報告等を求めることができるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとし、その提出期限は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定の日属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第5号別紙）
- (2) 納品及び実支出額が確認できるものの写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第8条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（補助金の取消等）

第9条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することができる。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（提出部数）

第11条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月18日から施行し、令和2年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助上限額	補助率
新型コロナウイルス感染予防に必要なマスク，消毒液，フェイスシールド等の衛生用品の購入に要する経費として，次に掲げる経費 需用費，役務費	1施設につき307千円	2分の1以内